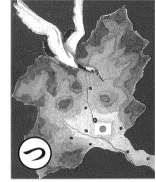




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年8月7日(水) 号外(第1号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第196号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-プロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名ADB-5' Br-BUTINACA)及びその塩類
- (2) N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン(通称名N-Desethylisotonitazene)及びその塩類
- (3) (2R,3R)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(2S,3S)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン(通称名3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine)及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年8月8日